

「令和4事務年度 開示検査事例集」の公表について

証券取引等監視委員会事務局 開示検査課
課長補佐 澤村泰行
係長 佐藤梨雅

1. はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、令和5年8月31日に「令和4事務年度 開示検査事例集」を公表しました。

開示検査事例集は、市場関係者の皆様に適正な情報開示に向けた取組みを積極的に行っていただけるよう、毎年、証券監視委による開示検査の最近の取組みや、開示検査によって新たに判明した開示規制違反の内容、その背景・原因及び是正策等の概要を中心に紹介しています。

今般公表しました開示検査事例集では、開示検査によって開示規制違反が認められ課徴金納付命令勧告を行った事例のほか、課徴金納付命令勧告は行わなかったものの、開示規制違反の背景・原因を上場会社と共有し適正な情報開示に向けた体制の整備を促した事例や、証券監視委から不正会計の疑義を指摘された上場会社が指摘を踏まえて設置した調査委員会の調査を経て開示書類の自主訂正を行った事例等、さまざまな事例を積極的に紹介しているほか、令和4事務年度（令和4年7月から令和5年6月）に実施した開示検査の概要・事例等を新たに追加しています。

さらに、監視委コラムにおいては、開示実務の参考となるよう、最近の開示検査を通じてクローズアップされた開示制度や会計基準のほか、内部統制等について最近の制度改正等を踏まえて解説しています。

本稿では、今般公表しました開示検査事例集から、令和4事務年度における課徴金納付命令勧告事例を中心に紹介します。

※本稿中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りします。

2. 開示検査について

金融商品取引法（以下「金商法」という。）における開示制度は、有価証券の発行・流通市場において、投資者が適切に投資判断を行うために、上場会社等有価証券報告書等の開示書類を提供することによって、投資者保護を図ろうとする制度です。

このため、有価証券報告書の虚偽記載等をはじめ、上場会社による開示規制違反が発生した場合には、投資者に不測の損害をもたらすだけでなく、その上場会社自身の信用を失い、我が国資本市場の信頼を大きく失墜させることにつながりかねません。

こうした開示規制違反について、証券監視委は、金商法の規定に基づく開示検査を実

施し、有価証券報告書等の開示書類において重要な虚偽記載等の開示規制違反が判明した場合、当該開示書類を提出した上場会社等に対する課徴金納付命令勧告を内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行っています。また、課徴金納付命令勧告の有無にかかわらず、必要に応じて、開示書類を提出した上場会社等に対して、自主的な訂正報告書等の提出を促しています。

さらに、開示規制違反の早期発見・早期是正や再発防止・未然防止を確実に推し進めるため、以下の取組みを実施しています。

(1) 開示規制違反のリスク等に着目した情報収集・分析能力の強化

市場インパクト（仮に、問題が発覚した場合の市場への影響）や不正発生リスク等に着目し、上場会社に関する継続的な情報収集・分析や、各業界の商流・商慣行等、ビジネスの実態に即した深度ある情報の調査・分析を行っています。

(2) 機動的かつ多面的な検査・調査の実施

機動的かつ効率的に検査・ヒアリングを実施することにより、上場会社が、自主的に有価証券報告書等の訂正を行うことや、上場会社自身が適正な情報開示のための体制整備等を迅速に行うことを期待しています。

また、多面的かつ効果的な開示検査を実施する観点から、以下の対応を行っています。

- ・ 検査対象会社のガバナンス機能状況の把握
- ・ 有価証券報告書等の非財務情報についての積極的な調査・検査
- ・ 特定関与行為¹に関する積極的な検査

(3) 開示規制違反の再発防止・未然防止

開示規制違反が認められた上場会社の経営陣との間において、開示規制違反の背景・原因等について議論し、問題意識を共有することにより、上場会社自らが、適正な情報開示に向けた体制構築・整備を行うことを促し、開示規制違反の再発防止を図っています。その上で、上場会社において、こうした適正な情報開示に向けた積極的な姿勢が見られない場合には、必要に応じて、金融商品取引所や会計監査を行っている監査法人等と当該上場会社に関する情報の共有を行っています。

開示書類の訂正報告書等を自発的に提出した上場会社についても、訂正内容、上場会社の内部統制の機能状況等を把握する必要が認められる場合には、開示検査を行っています。

¹ 特定関与行為とは、重要な虚偽記載等のある開示書類の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をいいます。

3. 令和4事務年度における開示検査の実績について

最近の開示規制違反の傾向としては、売上の過大計上や売上の前倒し計上といった売上に関する不適正な会計処理による開示書類の虚偽記載が多く見られています(図1参照)。また、最近では、上場会社において認められた開示規制違反が契機となって、上場廃止に繋がったケースも見られており、開示規制違反が会社の存続にかかわるような重大な結果を招いています。

(図1) 課徴金納付命令勧告事案における主な不正会計等の内容 (R1～R4)

(単位：件)

年 度	R1	R2	R3	R4	計
売上の過大計上/前倒し計上	2	8	3	7	20
売上原価の過少計上	1	3	1	2	7
引当金の過少計上	2	0	0	1	3
その他費用の過少計上	0	2	1	1	4
営業外費用の過少計上	0	1	0	0	1
利益の前倒し計上	0	1	0	0	1
損失の不計上/先送り	1	1	3	0	5
子会社の連結除外	0	1	0	0	1
資産の過大計上	0	1	1	1	3
関連当事者取引に係る 注記の不記載	1	1	0	0	2
非財務情報の虚偽記載	2	0	0	1	3
年度別計	9	19	9	13	50

※複数の虚偽記載を認定し勧告した事例があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しません。

こうした中、証券監視委は、令和4事務年度において、18件の開示検査を実施し、9件が終了しました。開示検査が終了した9件のうち、開示書類における重要な事項について虚偽記載等が認められた4件について課徴金納付命令勧告を行いました。また、金商法違反行為が認められた1件について、裁判所への禁止及び停止命令発出の申立てを行いました。

このうち、令和4事務年度における4件の課徴金納付命令勧告事案においては、売上の過大計上といった不適正な会計処理による開示書類の虚偽記載が認められました。このほかの特徴としては、非財務情報において重要事象等の不記載が認められました。なお、これらの課徴金納付命令勧告事案4件のうち1件については、その後、上場廃止となっています。

なお、4 件の課徴金納付命令勧告を行った事案において認められた開示規制違反に至った主な背景・原因は、以下のとおりです。

- ・ 社長より掲げられた当社グループとしての大きな目標達成のための売上や利益を上げなくてはならないというプレッシャーがあったこと
- ・ 不適切な取引を容認する企業風土があったこと
- ・ 会長の業績目標達成の経営姿勢及び部下による忖度があったこと
- ・ コーポレート・ガバナンス及び内部統制の機能不全があったこと

4. 令和 4 事務年度における金商法違反行為（無届募集）に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立て

令和 4 事務年度において金商法違反行為（無届募集）が認められた 1 件について、証券監視委は、金商法第 192 条第 1 項に基づき、大阪地方裁判所に対し、当社等及び当社等の会長かつ代表者を被申立人として、金商法違反行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを行いました。主な違反行為は以下の通りです。

- ・ 有価証券届出書を提出することなく有価証券の募集を行ったこと（金商法第 4 条第 1 項違反）
- ・ 届出の効力発生前に有価証券を取得させたこと（金商法第 15 条第 1 項違反）

5. 令和 4 事務年度における課徴金納付命令勧告事例

令和 4 事務年度において課徴金納付命令勧告を行った 4 件の事例を紹介します（各事例における課徴金納付命令勧告の対象会社は、「当社」としています）。

【事例 1】架空受注による売上の過大計上等

（株式会社アマナ：ビジュアルコミュニケーション事業）

（1）概要

当社は、当社及び当社の連結子会社において売上の過大計上、売上原価の過少計上等の不適正な会計処理を行ったことにより、過大な当期純利益等を計上しました。これにより、当社は、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出しました。

（2）不適正な会計処理の概要

当社及び当社の子会社が行った主な不適正な会計処理は、以下のとおりです。

（当社及び当社の国内子会社における売上の過大計上）

当社の国内子会社は、虚偽の証憑を作成する等によって、実際には受注がなかった案件において、売上を架空計上したほか、当社及び当社の国内子会社は、同様の手口により、翌四半期以降に納品予定の案件において、売上を前倒し計上し

ました。

(当社及び当社の国内子会社における売上原価の繰延計上)

当社及び当社の国内子会社は、虚偽の証憑を作成する等によって、複数の案件の外注費について、他の案件に付替え、売上原価を繰延計上しました(売上原価の前倒し計上及び付替え)。

(当社の海外子会社における売上原価の過少計上)

上海に所在する当社の海外子会社は、

- ① 従業員の給与の一部について、従業員が立て替えた会社費用の精算という虚偽の名目で支払うことにより、
- ② フォトグラファー等の個人事業主と契約した役務報酬額をそのまま支払うことにより、

中国の税法上必要とされる個人所得税の源泉徴収及び納税を行っていませんでした。これにより、当該海外子会社は、個人所得税額に相当する金額の売上原価(給与及び外注費)を過少に計上しました。

(3) 背景・原因

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

- ① 当社グループ職員のコンプライアンス意識が不足していたこと

国内では、一部の中間管理者等において、目先の数字を優先して取引の検証を適正に行わずに承認を行っていたほか、海外子会社でも、税務上の問題を認識しながらも、中国の広告制作業界では一般的なものであるとして不適正な会計処理を継続していたなど、コンプライアンス意識が不足していました。

- ② 役員における不適正会計に対する危機意識及び会計リテラシーが低かったこと

当社の社内役員は、原価付替を認識したにもかかわらず、重要な問題として認識せず、財務報告への影響を適切に判断できなかったことから、改善に向けた適正な対応を行わず、また、取締役会や会計監査人への共有を行っていませんでした。

- ③ 当社グループの内部統制に不備があったこと

案件担当者がマネージャーの職位であれば、受注登録・売上確定・発注・支払等の申請及びそれら申請の承認手続について、全て単独で行うことが可能な統制となっていました。

また、当社の海外子会社において、現地の社長の権限が大きく、当社グループによる牽制が不十分であったほか、海外子会社の日常の経理処理の適正性に

関して、当社から容易に確認可能なシステムとなっていないませんでした。

(4) 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- ① 当社グループ職員のコンプライアンス意識の徹底
- ② 役員における不適正会計に対する危機意識及び会計リテラシーの向上
- ③ 当社グループの内部統制の改善

【事例2】商品売買を仮装した資金貸付取引等による売上の過大計上

(株式会社東京衡機：精密機器)

(1) 概要

当社は、商品売買を仮装した資金貸付取引や、代理人取引による売上の過大計上の不適正な会計処理を行ったことにより、重要な事項について虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出しました。

(2) 不適正な会計処理の概要

当社が行った不適正な会計処理の概要は、以下のとおりです。

(商品売買を仮装した資金貸付取引（実質金融取引）による売上の架空計上)

当社及び当社の連結子会社（以下「当社等」という。）は、日本国内の特定の仕入先から日本国内で流通している日用雑貨、化粧品、掃除機やテレビ等の家電製品など主に中国向けの商品を仕入れ、日本国内の中国系の仲介業者に販売していました。本取引は、当社等の仕入先に対して支払った仕入代金が、販売先を経由して当社等に還流しており、商品売買という商取引の形態を採っていますが、実質的には資金貸付取引でした。

したがって、仕入代金と売上代金を相殺の上、利益相当額を営業外収益として計上すべきであったにもかかわらず、当社等は、売上及び売上原価を総額で計上しました。

(代理人取引による売上の過大計上)

当社は、仕入先と販売先の間で取引商品や金額・決済条件等が概ね決定され、目的物の引渡し等に対する関与の程度が小さく、代金の立替払いをすることを主な役割として手数料を得る取引において、仕入価格と販売価格の差額（純額）を手数料収入として売上計上すべきであったにもかかわらず、売上及び売上原価を総額で計上しました。

(3) 背景・原因

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

- ① 売上や利益を確保しなければならないとのプレッシャーが存在していたこと
当社の従前の主力事業が新型コロナウイルス感染症の影響により減収減益となっていた中で、前々代表取締役社長により掲げられた当社グループとしての大きな目標の達成のためには、商事事業において売上や利益を確保しなければならないという一定のプレッシャーが存在していました。
- ② 会計コンプライアンス意識が欠如していたこと及び不適切な取引を容認する企業風土が醸成されていたこと
実質金融取引のような不適切な取引につき十分な内部統制（チェック機能・牽制機能等）が図られていない状況であることを前任監査人から指摘されていたにもかかわらず、これを容認するような企業風土が醸成されていました。
- ③ 本件問題事象を可能ないし容易にした機会が存在していたこと
商事事業における仕入先及び販売先との取引条件等に係る協議について、商事事業担当取締役に業務が属人的に帰属しており、第三者がこれをチェックすることができず、不適切な状況が継続することとなっていました。
また、商事事業の一部の取引先について、実質金融取引を行っている可能性があると社内関係者に情報共有されていたものの、その後も取引を継続するなど、取引先の適格性等について十分な調査が行われていませんでした。

（４）是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- ① 役員主導によるコンプライアンス意識の醸成
- ② 新規事業の開始及び取引先等の選別に係る基準の厳格化
- ③ 会計監査人からの指摘事項に対する取組みの強化等

【事例３】資金循環取引による売上の過大計上等

（株式会社旅工房：サービス）

（１）概要

当社は、資金循環取引による売上の過大計上等の不適正な会計処理を行ったことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出しました。

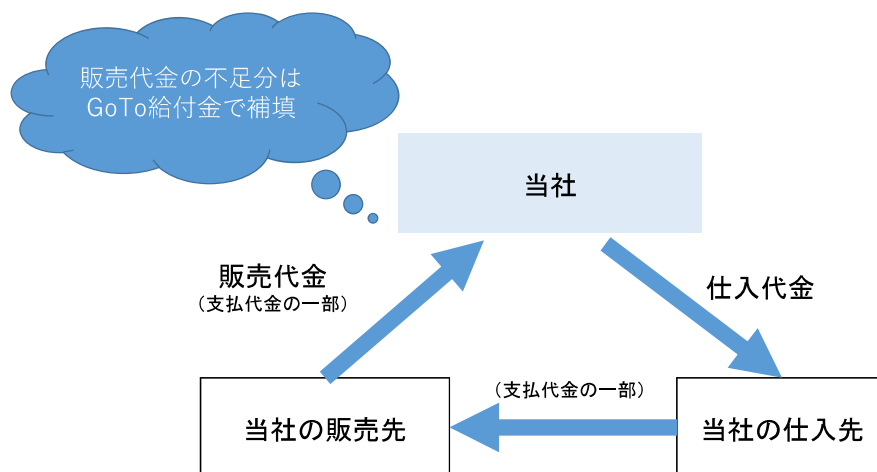
（２）不適正な会計処理の概要

当社は、GoTo トラベル事業給付金対象となる受注型企画旅行商品の仕入れ・販売を行っていましたが、本取引は、GoTo トラベル事業給付金の支給を受けることを目的に、当社から仕入先に支払われた仕入代金の一部が仕入先から販売先に資

金移動し、販売先から当社に支払われる販売代金の一部に充てられていました（図2参照）。

したがって、当社は、売上及び売上原価を計上することができなかったにもかかわらず、売上及び売上原価を計上しました。

（図2）資金循環のイメージ



（3）背景・原因

当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

本件不適正な会計処理等は、赤字回避や業績目標を達成するために行ったものと考えられます。当社において、不適正な会計処理等が行われてきた背景としては、主に以下の点が考えられます。

① 資金循環の疑義に関する相談を受けた元 CFO の判断の誤りがあったこと

当社の元 CFO は元営業担当取締役の指示の下、経理担当者が作成した支払フロー図等の資料について、執行役員の一人から資金循環を疑問視する相談を受けていたにもかかわらず、会計上の問題の有無を事前に会計監査人に確認・相談するなど慎重な対応を行っていませんでした。

② 元社長らの不正リスクへの意識が希薄であったこと

元社長らは、当社を起点とする資金循環という異常な支払フローを認識していたにもかかわらず、監査役会に報告し、あるいは取締役会に上程するなどして会計上の問題の有無を検討するなどの対応を行っていませんでした。

（4）是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- ① CFO の所管範囲を財務、営業経理及び経理に限定
- ② 会計監査人との連携の強化
- ③ 営業部門とコーポレート部門の職務分掌の運用徹底

【事例 4】非財務情報における重要事象等の不記載等

(株式会社ディー・ディー・エス：情報・通信業)

(1) 概要

当社は、不適正な会計処理を行ったことにより、過大な親会社株主に帰属する当期純利益等を計上した連結財務諸表等を作成し、これらの連結財務諸表等を記載し、又は当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等（以下「重要事象等」という。）が存在する旨及びその具体的な内容を記載していない有価証券報告等を提出しました。

(2) 重要な事項の不記載の概要

重要事象等が存在する場合には、有価証券報告書及び四半期報告書の第一部【企業情報】の第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、その旨及びその内容を開示する必要があります。

当社は、本来、継続して営業損失が発生するなど、重要事象等が存在しているにもかかわらず、売上の過大計上及び貸倒引当金繰入額の過少計上等の不適正な会計処理を行うことにより営業利益が発生したとして、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載しませんでした。

(3) 不適正な会計処理の概要

当社が行った主な不適正な会計処理は以下のとおりです。

① 連結範囲に含めるべき海外子会社に対する売上の過大計上

当社は、シンガポール所在法人との間のライセンス契約に基づくソフトウェアライセンス等の販売に関し売上を計上しているが、当該売上は、

ア 当該シンガポール法人の株主が、当社元役員が全額出資する法人であること

イ 当該シンガポール法人が事業を運営するには当社のソフトウェアライセンス提供が必須であり、当社との契約が、同法人の事業等の方針の決定を支配すると認められること

から、当該シンガポール法人は当社の子会社に該当するものとして、連結内部取引と認められます。

したがって、本来は消去すべき売上を計上することにより、売上を過大に計

上しました。

② 役員貸付金に対する貸倒引当金繰入額の過少計上

当社から当社元役員に対して行った貸付金については、

ア 担保とされた元役員所有の非上場株式は、貸付金の回収に足る資産ではなかったこと

イ 元役員の預金残高等の資産状況からは、返済能力が認められないことから、貸倒引当金を計上すべきであったにもかかわらず、貸倒引当金を計上しないことにより、貸倒引当金繰入額を過少に計上しました。

(4) 背景・原因

当社において、不適正な会計処理等が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

① 元会長の経営姿勢及び部下による付度があったこと

元会長は、非現実的な売上予算の策定に固執し、合理的根拠を伴わない売上予算であっても、部下に必達を強く求めていました。このような経営姿勢が、部下である役職員への売上予算達成への強いプレッシャーとなっていました。

② コーポレート・ガバナンス及び内部統制の機能不全があったこと

経営トップである元会長に対して、社内役員はかねてより従属関係にあったことから牽制機能は全く働いておらず、また、社外取締役や社外監査役は、経営会議や取締役会場で非現実的な売上予算の策定について指摘し、修正を働きかけることもないなど、コーポレート・ガバナンスは機能不全に陥っていました。さらに、内部監査については、専任スタッフが長年存在しておらず、令和3年から内部監査室長が就任していましたが、非常勤であり、監査役会も予算策定や与信管理に着目して監査を行うこともないなど、内部統制も有効に機能していませんでした。

(5) 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- ① 予算策定の精緻化
- ② 企業風土の改革とコンプライアンスの重視
- ③ コーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化
- ④ 与信管理の厳格化
- ⑤ 適切な売上計上のための運用強化
- ⑥ 子会社（海外拠点）の閉鎖等

なお、【事例4】は、非財務情報における重要事象等の不記載を課徴金納付命令勧告

の対象とした初めての事例となります。

また、【事例4】に関連して、証券監視委は、令和5年8月、株式会社ディー・ディー・エスが提出した虚偽開示書類に係る特定関与行為（重要な事項について虚偽の記載がある開示書類の提出を容易にすべき行為）に対する課徴金納付命令勧告を行いました。これは、特定関与行為に対する課徴金納付命令勧告を行った初めての事例となります。

当該特定関与行為に対する勧告の詳細につきましては、証券監視委ウェブサイトでご覧いただけます。ご覧いただく際には、インターネットで「証券監視委 勧告 特定関与行為」と検索してください。

6. 非財務情報の重要性

5. 【事例4】において、「非財務情報における重要事象等の不記載等」の事例を紹介しましたが、近年、複数の非財務情報に関する課徴金納付命令勧告が行われているところです。

有価証券報告書における財務情報及び非財務情報²は、いずれも、投資者にとって適切な投資判断を行うことを可能とする重要な情報であるとともに、企業にとっても、投資者との建設的な対話の促進を通じて、経営の質を高め、持続的に企業価値を向上させることにつながる重要な情報であると考えられます。

特に非財務情報については、財務情報を補完し、企業と投資者との対話の基盤として重要性を増してきており、これまでも非財務情報の開示の充実化に向けた取組みが進められてきました。こうした中、企業情報の開示を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、更なる非財務情報の開示の充実を促すため、新たに「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」等を求める「企業内容等の開示に関する内閣府令」が令和5年1月に改正されました（令和5年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用）。

このように、非財務情報は、資本市場にとって極めて重要な情報であり、虚偽記載等を行うことは許されるものではありません³。

このため、証券監視委では、投資者に正確な情報が提供されるよう、非財務情報を含め、開示規制違反リスクに着目した情報収集・分析、開示検査を実施していきます。

² 非財務情報は、一般に、法定開示書類（有価証券報告書等）において提供される情報のうち、金商法第193条の2が規定する「財務計算に関する書類」において提供される財務情報以外の情報を指します。

具体例としては、有価証券報告書における非財務情報の記載項目として、

第1 企業の概況（従業員の状況など）

第2 事業の状況（経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、サステナビリティに関する考え方及び取組など）

第3 設備の状況（設備投資等の概要など）

第4 提出会社の状況（コーポレート・ガバナンスの状況など）

等があります。

³ ただし、令和5年1月に「企業内容等開示ガイドライン」が改正され、有価証券報告書等に記載した将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券報告書等に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないことが明確化されています。

7. さいごに

開示検査事例集を通じて、上場会社、公認会計士・監査法人、投資者等の皆様に、開示規制違反の手法、背景・原因等や証券監視委の取組みについてご理解いただいた上で、上場会社と公認会計士・監査法人とのコミュニケーションや投資者の皆様と投資先である上場会社との対話がますます活発に行われることを期待しています。

そして、活発なコミュニケーションや対話が行われることにより、適正な情報開示が積極的に行われ、開示規制違反の未然防止・再発防止につながるものと確信しています。

※開示検査事例集の詳細につきましては、証券監視委ウェブサイトでご覧いただけます。ご覧いただく際には、インターネットで「令和4事務年度 開示検査事例集」と検索してください。

以 上